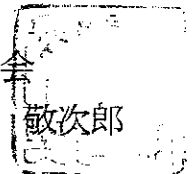




福岡医発第2287号(保)
平成15年 3月26日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原 敬次郎



医療保険と介護保険の調整通知の事前連絡について

標記の件につきまして、4月実施の改定介護報酬に関連し、通知が発出される予定ですが、事前に療養病床に関する留意事項を日医において入手され、別紙のとおり通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、正式に通知がありましたら改めてご連絡いたします。

記

1. 「いわゆる2室8床」に係る診療報酬上の取扱いについて

療養病棟若しくは老人痴呆疾患療養病棟が1病棟である病院において、介護保険適用の指定を受けることにより要介護者以外の患者等への対応が困難になることを避けるため、あらかじめ2つの病室（各病室で4病床を上限）を定め、都道府県知事に届け出た場合は、当該病室において行なった療養に係る給付は、医療保険から行なうこととされています。

平成14年4月の診療報酬改定において、医療保険適用の療養病床の看護師等の配置が5:1を標準（平成15年3月31日まで6:1に係る経過措置）と規定したため、平成15年4月1日より対応する診療報酬上の点数は特別入院基本料2（902点）を算定することになります。

2. 1病棟を医療保険適用の療養病床と介護保険適用の療養病床に分けている場合（以下「混合病棟」という。）

1) 原則

混合病棟では、病棟をすべて当該保険の適用病床とみなした場合に満たすことのできる看護師等の配置基準に係る入院基本料等（医療保険適用の療養病床の場

合は療養病棟入院基本料、介護保険適用の療養病床の場合は療養型介護療養施設サービス費等)を算定することになります。

従って、平成15年4月1日以降、看護師等配置5:1を満たさない場合には医療保険適用の療養病床においては、特別入院基本料2(902点)を算定することになります。

2) 緩和策

今回、上記1)に関する緩和策として、混合病棟における医療保険適用の療養病床において、療養病棟入院基本料3~7を算定している病棟については、平成15年4月16日までに、地方社会保険事務局長に届け出ることにより(別紙様式11)、平成16年3月31日までの間に限り、医療保険適用の療養病床、介護保険適用の療養病床のそれぞれにおいて満たすことのできる看護師等の配置基準に係る入院基本料等を算定して差し支えないことにしました。

3) 平成16年4月1日以降は2)に示した緩和策は適用されないため、混合病棟における看護師等の配置に留意して対応をお願いします。

事務連絡 F (保 186) (介 56)
平成 15 年 3 月 20 日

都道府県医師会
事務局長 殿

日本医師会 保険医療課
介護保険課

医療保険と介護保険の調整通知の事前連絡について

標記の件に関しましては、4月実施の改定介護報酬に関連し、通知が発出される予定であります。事前に療養病床に関する留意点等を入手しました。

つきましては、下記に概要を示しますので、貴会会員への周知方、宜しくお願い申し上げます。

なお、正式通知に関しましては、追ってご連絡致します。

記

1. 「いわゆる2室8床」に係る診療報酬上の取扱いについて

療養病棟若しくは老人性痴呆疾患療養病棟が1病棟である病院において、介護保険適用の指定を受けることにより要介護者以外の患者等への対応が困難になることを避けるため、あらかじめ2つの病室（各病室で4病床を上限）を定め、都道府県知事に届け出た場合は、当該病室において行った療養に係る給付は、医療保険から行うこととされています。

平成14年4月の診療報酬改定において、医療保険適用の療養病床の看護師等の配置が5:1を標準（平成15年3月31日まで6:1に係る経過措置）と規定したため、平成15年4月1日より対応する診療報酬上の点数は特別入院基本料2（902点）を算定することになります。

2. 1病棟を医療保険適用の療養病床と介護保険適用の療養病床に分けている場合（以下「混合病棟」という。）

1) 原則

混合病棟では、病棟すべてを当該保険の適用病床とみなした場合に満たすことのできる看護師等の配置基準に係る入院基本料等（医療保険適用の療養病床の場合は療養病棟入院基本料、介護保険適用の療養病床の場合は療養型介護療養施設サービス費等）を算定することになります。



従って、平成15年4月1日以降、看護師等配置5:1を満たさない場合には医療保険適用の療養病床においては、特別入院基本料2(902点)を算定することになります。

2) 緩和策

今回、上記1)に関する緩和策として、混合病棟における医療保険適用の療養病床において、療養病棟入院基本料3~7を算定している病棟については、平成15年4月16日までに、地方社会保険事務局長に届け出るにより(別紙様式11)、平成16年3月31日までの間に限り、医療保険適用の療養病床、介護保険適用の療養病床のそれぞれにおいて満たすことのできる看護師等の配置基準に係る入院基本料等を算定して差し支えないことにしました。

3) 平成16年4月1日以降は2)に示した緩和策は適用されないため、混合病棟における看護師等の配置に留意して対応をお願いします。

別紙様式 1 1

		病棟数 (届出区分)	病床数	1日平均 入院患者数	備考
療養病棟		棟	床	名	1日平均入院患者数の算定期間 年 月 日 ～ 年 月 日
内	医療療養病床 (届出区分)		床	名	
	介護療養病床 (届出区分)		床	名	
看護師、准看護師及び看護補助者の数		看護師 名	准看護師 名	看護補助者 名	
(特別な事情及び今後の計画)					

〔記入上の注意〕

1. 「看護補助者」の欄は、介護職員を含めて記入する。
2. 「看護師、准看護師及び看護補助者の数」の欄に掲げる職員数が、医療療養病床及び介護療養病床各々に係る看護師等の配置基準に係る必要数の合計（当該合計に端数が生じた場合には、小数点以下第1位を切り上げる。）以上の場合には、当該保険適用の病床ごとに満たされる看護師等の配置基準に相当する入院基本料等を「(届出区分)」の欄に記入する。